

戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成18年法務省令第65号）第1条により公表します。

記

- 1 業務の実施を委託した地方公共団体
弘前市

- 2 実施する業務の内容
各種証明書等の交付及び手数料徴収・収納業務
郵送請求及び公用請求に対する証明書発行業務

- 3 当該業務の実施時間
 - ・月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
 - ・繁忙期における窓口延長時の、平日午後5時から午後7時まで
並びに土曜日及び日曜日の午前8時30分から午後5時まで

株式会社ニチイ学館